

改正後	現 行
<p>まで(⑥及び⑦を除く。)、(15の2)、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(25)まで、(27)、(28)、(30の2)、(30の3)の①、(31)から(35)まで、(37)から(39)まで、(40)の①及び(41)から(43)までを参照されたい。</p> <p><u>第三の(16)①を参照するに当たっては、「5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「5領域との関連性を踏まえた」と、「インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容については、例えば、保育所等への移行支援等のインクルージョンの観点を踏まえた取組や、地域との交流の機会の確保等の支援におけるインクルージョンの視点などが考えられる。なお、」とあるのは「なお、」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第七 保育所等訪問支援</p>	<p>(27)、(31)から(35)まで、(37)から(39)まで、(40)の①及び(41)から(43)までを参照されたい。</p> <p>第七 保育所等訪問支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>基準第73条は、指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に以下の点について、留意すること。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業所における従業者の員数については、各地域における指定保育所等訪問支援の利用の状況や指定保育所等訪問支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。</p> <p>なお、指定保育所等訪問支援の提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 準用(基準第75条)</p>

改正後	現 行
<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 準用(基準第 79 条)</p> <p>基準第 79 条により、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条、第 25 条、第 26 条(第 4 項を除く。)、<u>第 26 条の 3、第 27 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 36 条まで、第 38 条、第 38 条の 2、第 40 条の 2、第 40 条の 3 第 1 項、第 41 条、第 43 条から第 45 条まで、第 47 条から第 50 条まで、第 51 条第 1 項、第 52 条から第 54 条まで及び第 71 条の 11 から第 71 条の 13 までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の(2)から(11)まで、(13)から(15)まで(15の④を除く。)、(15の3)から(19)まで、(21)、(23)から(25)まで、(27)、(28)、(30の2)、(30の3)の①、(31)、(33)から(35)まで、(37)から(39)まで、(40)の①、(41)から(43)まで及び第六の 3 の(1)から(3)までを参照されたい。</u></p> <p><u>第三の 3(15)⑥を参照するに当たっては、「障害児の保護者による評価(⑦において「保護者評価」という。)」とあるのは「障害児の保護者による評価(⑦において「保護者評価」という。)</u>及び当該事業所の訪問支援員が保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)」と、「<u>児童発達支援ガイドライン</u>」とあるのは「<u>追ってお示しする「保育所等訪問支援ガイドライン</u>」」と読み替えるも</p>	<p>基準第 75 条により、第 71 条の 10 の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用されるものであることから、第六の 2 を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 準用(基準第 79 条)</p> <p>基準第 79 条により、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条、第 25 条、第 26 条(第 4 項及び第 5 項を除く。)、第 27 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 36 条まで、第 38 条、第 38 条の 2、第 41 条、第 43 条から第 45 条まで、第 47 条、<u>第 49 条、第 50 条、第 51 条第 1 項、第 52 条から第 54 条まで、第 63 条の 2</u>及び第 71 条の 11 から第 71 条の 13 までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(25)まで、(27)、(28)、(31)、(33)から(35)まで、(37)から(39)まで、(40)の①、(41)から(43)まで及び第六の 3 の(1)から(3)までを参照されたい。</p>

改正後	現 行
<p><u>のとする。</u></p> <p><u>また、第三の3(15)⑦を参照するに当たっては、「自己評価、保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に」とあるのは「保護者及び訪問先施設に」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第三の3(16)①を参照するに当たっては、「5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第三の3(16)②アを参照するに当たっては、「障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者」とあるのは「障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第八 多機能型事業所に関する特例</p>	<p>第八 多機能型事業所に関する特例</p> <p>1 従業員の員数に関する特例(基準第80条)</p> <p>(1) 従業員の員数の特例</p> <p>多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。)の職務に専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所ごとに配置される従業者間での兼務を可能としたものである。</p> <p>(2) 常勤の従業者の員数の特例</p> <p>利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。)において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各指定障害児通所支援事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1人以上とす</p>